

2025年3月22日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスジャパン  
住 所 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
代表者名 代表取締役 吉岡 隆  
(コード番号：3666 東証スタンダード)  
問合せ先 取 締 役 小林 希与志  
(TEL. 03-3374-1212)

**シー・シックス・エイト株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果  
並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年2月5日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び2016年8月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年9月3日から2046年9月2日まで）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、同年3月21日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年3月28日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（12,892,500株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025年3月28日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けに対して当社株式17,671,516株の応募があり、本公開買付けが成立したことからその全てを取得することになった旨の報告を受けました。

その結果、2025年3月28日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の議決権所有割合（注）が91.38%となり、公開買付者の議決権所有割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社

の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれています。また、これに伴い、公開買付者の親会社であるシー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

他方で、当社の主要株主である筆頭株主のアセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド (Asset Value Investors Limited) は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募した結果、2025年3月28日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。また、当社の主要株主である徳平正憲氏は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

(注) 「議決権所有割合」は、当社が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日時点の発行済株式総数(20,400,000株)から、当社決算短信に記載された2024年12月31日時点の当社が所有する自己株式数(1,067,435株)を控除した株式数(19,332,565株)に、2024年12月31日現在残存する本新株予約権(32個)の目的となる当社株式の数(6,400株)を加算した株式数(19,338,965株)に係る議決権の数(193,389個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権所有割合の計算において同じです。)をいいます。

### (3) 異動する株主の概要

#### ① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(a)	名 称	シー・シックス・エイト株式会社
(b)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
(c)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 野呂瀬 和樹
(d)	事 業 内 容	当社株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に当社の事業を支配及び管理すること
(e)	資 本 金	250,000円
(f)	設 立 年 月 日	2024年12月27日
(g)	大株主及び持株比率	シー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社 (持株比率100.00%)
(h)	当社と当該会社の関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式100株を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(a)	名 称	シー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社
(b)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
(c)	代表者の役職・氏名	代表取締役 野呂瀬 和樹
(d)	事業内容	当社株式を間接的に取得及び所有し、本公開買付け成立後に当社の事業を支配及び管理すること
(e)	資 本 金	250,000 円
(f)	設 立 年 月 日	2024 年 12 月 27 日
(g)	大株主及び持株比率	アント・カタライザー6号投資事業有限責任組合（持株比率100.00%）
(h)	当社と当該会社の関係	
	資 本 関 係	当該会社は、本日現在、公開買付者を通じて間接的に当社株式100株を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③ 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(a)	名 称	アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド (Asset Value Investors Limited)
(b)	所 在 地	英国ロンドン市、キャベンディッシュ スクエア2
(c)	代表者の役職・氏名	ジョー・バウエルンフロイント (Joe Bauernfreund)
(d)	事業内容	投資顧問業

④ 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(a)	氏 名	徳平 正憲
(b)	住 所	東京都小金井市

(4) 異動前後における当社株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

① シー・シックス・エイト株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	1 個 (0.00%、 100 株)	—	1 個 (0.00%、 100 株)	—
異動後	親会社及び 主要株主であ る筆頭株主	176,716 個 (91.38%、 17,671,616 株)	—	176,716 個 (91.38%、 17,671,616 株)	第1位

② シー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	1 個 (0.00%、 100 株)	1 個 (0.00%、 100 株)	—
異動後	親会社	—	176,716 個 (91.38%、 17,671,616 株)	176,716 個 (91.38%、 17,671,616 株)	—

③ アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド (Asset Value Investors Limited)

	属性	議決権の数 (所有株式数)	議決権所有割合	大株主順位
異動前	主要株主である 筆頭株主	20,674 個 (2,067,400 株)	10.69%	第 1 位
異動後	—	—	—	—

④ 徳平正憲氏

	属性	議決権の数 (所有株式数)	議決権所有割合	大株主順位
異動前	主要株主	19,680 個 (1,968,000 株)	10.18%	第 2 位
異動後	—	—	—	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今回の異動により、公開買付者及びシー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社は、当社の非上場の親会社となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社における非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 17,671,516 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式の全て（本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が 2025 年 2 月 4 日に公表した「シー・シックス・エイト株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(参考) 2025年3月22日付「株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2025年3月22日

各 位

会 社 名 シー・シックス・エイト株式会社  
代表者名 代表取締役 野呂瀬 和樹

株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年2月4日、株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月5日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年3月21日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 シー・シックス・エイト株式会社  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

(2) 対象者の名称

株式会社テクノスジャパン

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

2016年8月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年9月3日から2046年9月2日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,338,865 (株)	12,892,500 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である19,338,865株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在

の対象者の発行済株式総数（20,400,000株）から、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,067,435株）を控除した株式数（19,332,565株）に、対象者から2024年12月31日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（32個）の目的となる対象者株式の数（6,400株）を加算した株式数（19,338,965株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から、公開買付者が所有する対象者株式100株を控除した株式数（19,338,865株）です。

（注4） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注5） 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

## （5）買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2025年2月5日（水曜日）から2025年3月21日（金曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## （6）買付け等の価格

普通株式	1株につき、金1,155円
本新株予約権	1個につき、金1円

## 2. 買付け等の結果

### （1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,892,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の総数（17,671,516株）が買付予定数の下限（12,892,500株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2025年2月17日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### （2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年3月22日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### （3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	17,671,516（株）	17,671,516（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—

株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	17,671,516	17,671,516
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	176,716 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.38%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	191,825 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2024年11月14日提出の第31期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(19,338,965株)に係る議決権の数である193,389個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2025年3月28日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応

募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付け届出書（2025年2月17日付で提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、本公開買付け後、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

シー・シックス・エイト株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上